

| 実施自治体 | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 | |
|-------|--|---------------------------|-----|---|--|--|---|---|
| | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | | |
| 北海道 | 北海道の道及び道内市町村の「省エネルギー・新エネルギー関連助成制度」については下記 URL をご参照ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/jhoseiseidoichiran.htm | | | | | | | |
| 宮城県 | 仙台市 | 仙市民間防災拠点再生可能エネルギー等導入支援補助金 | 補助金 | 防災拠点になりうる民間施設 | 補助率 1/2 (上限 1000 万円) | 令和 2 年 4 月 20 日～ 令和 2 年 11 月 30 日 | http://www.city.sendai.jp/kankyo/jigyosha/kankyo/hozen/kobo.html | 防災環境都市・震災復興室 022-214-8057 |
| | | 仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金 | 補助金 | ・市内に事業所等を所有している方、又は所有する予定の方 | 補助対象経費の 1/10 【限度額】 3 万円(自然循環型) 9 万円(強制循環型) 12 万円(補助熱源一体型) | 令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 2 月 1 日 | http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/hojokin.html | 環境局環境部 環境企画課 地球温暖化対策係 022(214)8232 |
| 宮城県 | 石巻市 | 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金 | 補助金 | 市内に住所を有する個人または、市内に事業所等を置く法人で市税に滞納がなく、平成 31 年 4 月 1 日以後に電力会社と太陽光受給契約を締結した方。 | 【個人の場合】 太陽光電池の公称最大出力 1kW あたり 2 万円(上限 8 万円) 【法人の場合】 太陽光電池の公称最大出力 1kW あたり 2 万円(上限 20 万円) | 令和 2 年 5 月 11 日～令和 3 年 3 月 26 日 ※申請額が予算額に達し次第、受付を終了いたします。 | https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10301000/3369/20190415164158.html | 生活環境部環境課 0225(95)1111 内線 3368 |
| 東京都 | 都 | 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業 | 補助金 | 民間事業者(民間企業、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人等) | 補助率 2/3、上限 1 億円(中小企業等) 補助率 1/2、上限 7500 万円(その他) | 2020 年度実施予定 | 未定 | 環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー課 03-5320-7783 |
| 東京都 | 杉並区 | 低炭素化推進機器等導入助成 | 補助金 | ・杉並区内建物の共同住宅の共有部分に対象機器等を導入する区内管理組合または管理者 ・杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する医療法人、社会福祉法人、学校法人 ・杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する町会・自治会、商店街組合等 | ・強制循環式ソーラーシステム: 1㎡あたり 2 万円、(限度額 6 万円) ・自然循環式太陽熱温水器: 1㎡あたり 1 万円(限度額 2 万円) ・太陽光発電システム: 1kW あたり 4 万円(限度額 12 万円) | 令和 2 年 4 月 7 日から 令和 3 年 2 月 26 日まで の申し込み分 | http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.htm | 環境課 環境活動推進係 |

| 実施自治体 | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 | |
|------------|-----------------------------|--------------------------------|--|--|--|---|---|---|
| | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | | |
| 東京都 練馬区 | 練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助事業 | 補助金 | 共用部分に使用するために2kW以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と受給契約をした、区内にある区分所有建築物(マンション等)の管理組合 | 1件あたり上限5万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の1/2の額と5万円とを比較し低い額) | (申請受付期間)令和2年4月15日から令和3年3月1日まで | https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/index.html | 環境課 地球温暖化対策係 | |
| | | | 共用部分に使用するために強制循環式太陽熱利用システムを設置した区内にある区分所有建築物(マンション等)の管理組合 | 1件あたり上限2.5万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の1/2の額と2.5万円とを比較し低い額) | | | | |
| 東京都 | 足立区 | 太陽エネルギー利用システム設置費補助金(太陽光発電システム) | 補助金 | ・区内の公益的施設(社会福祉施設等)に発電システムを設置した事業者で下記の要件を全て満たす方 1 未使用の発電システム一式を新規に設置した方 2 電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること 3 電力受給開始日から12カ月経過していないこと 4 補助対象者に住民税(法人の場合は法人住民税)に滞納が無いこと | ・下記(1)(2)のうち、いずれか小さい金額(1000円未満切捨て、上限あり) (1)補助対象経費の3分の1に相当する額 (2)1kWあたり6万円(区内事業者と設置契約した場合1kWあたり7万2千円)に発電設備最大出力(小数点2桁未満切捨て)を乗じて得た額。 ・上限120万円(区内事業者と設置契約した場合上限144万円) | 2020年4月13日から 2021年2月26日 | https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurasahi/kankyo/ondanka-jh24-taiyo.html | 環境部環境政策課 管理係 |
| 東京都 | 三鷹市 | 新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金(太陽光発電設備) | 助成金 | 市内に事業所等を有し、自ら所有し使用するために太陽光発電(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後6ヶ月以内の設備に限る。 | ①自ら発注して設備を設置した場合: 1kWあたり2万円、上10万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合:1万5千円 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日。ただし、予算の範囲内で先着順 | https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/085/085366.html | 生活環境部 環境政策課 担当:川上 0422-45-1151 (内線2525) |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|------------------------|---------|--|---|---|---|--|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 東京都 | 昭島市 | 昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 補助金 | 1 市内に住所を有する個人又は法人のうち、市内に事務所若しくは事業所を所有するもので、当該事務所又は事業所(賃貸住宅等の場合にあつては、当該住宅の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ているものに限る。)に機器等を購入し、設置するものであること。 2 設置した機器等が、設置当時未使用のものであつたこと。 3 個人にあつては、納期が到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。 4 法人にあつては、納期が到来している法人市民税を完納していること。 | ○太陽光発電:1kWあたり1万5000円(ただし上限6万円) ○太陽熱ソーラーシステム:5万円 ○太陽熱温水器:2万5000円 | 機器設置完了が H31/4/1～ R1/12/31までの機器を対象に R1/12/2～ R2/1/31の期間中申請受付 | https://www.city.akishima.lg.jp/s068/020/010/010/040/020/20170331085540.html | 昭島市役所 環境部環境課 計画推進係 (直通電話:042-544-4331) |
| 東京都 | 町田市 | 町田市町内会・自治会集会施設整備事業 | 補助金 | 以下の条件を満たす集会施設 ①広く地域コミュニティ活動に貢献又は貢献可能な集会施設 ②町内会・自治会が所有し、管理及び運営を行う集会施設 | ・太陽光発電システム:1kW当たり2.5万円、上限15万円 ・蓄電池システム:定額5万円 ※施設ごとにそれぞれ一度限りの補助 | 2020年4月1日から 2021年3月31日(予定) | http://www.city.machida.tokyo.jp/community/cyonaikai/chonaikajichi/kai/cyonaikai05.html | 市民部 市民協働推進課 電話:042-724-4358 FAX:050-3085-6517 |
| 神奈川県 | 県 | 共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助 | 補助金 | 【対象者】 県内の分譲共同住宅の管理組合 県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人 【対象経費】 太陽光発電設備及び蓄電システム、災害用電気設備の設備費、工事費 | 【補助額】 補助率1/3 (上限100万円/件) | | | 産業労働局産業部 エネルギー課 045-210-4090 |
| 山梨県 | 北杜市 | 北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金 | 補助金 | 【北杜市公民館条例(平成16年北杜市条例第97号)第3条に規定する分館又はそれに類似する施設(以下「集会施設」という。)に設置する場合】 ①集会施設に設置した団体 ②国の住宅用太陽光発電導入支援補助金以外の太陽光発電システムの補助金を受けた集会施設は対象外とする。 | 1kWあたり2.5万円 上限20万円 | H30.4.1～ (要綱改正) | http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1607.html | 生活環境部環境課 新エネルギー推進担当 0551(42)1341 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|-------------------------|---------|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 長野県 | 県 | 令和2年度地域主導型自然エネルギー創出支援事業 | 補助金交付 | <p>1 地域主導型自然エネルギー推進事業 (1)市町村や地域のNPO、中小企業等が行う地域主導型の熱供給・熱利用事業 (2)上記取組に要する次に掲げる経費(熱供給・熱利用事業に係るものに限る。)</p> <p>①可能性調査・計画策定・設計 ②機器設備導入</p> <p>2 地域づくり協議会支援事業 市町村の地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)</p> | <p>1. 地域主導型自然エネルギー推進事業 2 分の1以内、上限500万円 ただし、民間団体が行うハード事業は、3分の1以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率2分の1以内、上限750万円とする。</p> <p>2. 地域づくり協議会支援事業 2分の1以内、上限100万円</p> | H25～ | http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html | 環境部環境政策課 ゼロカーボン推進室 TEL026-235-7179 FAX026-235-7491 |
| 静岡県 | 浜松市 | スマートマンション整備促進事業 | 補助金 | <p>マンションのエネルギー管理及び創エネ・省エネ・蓄エネを推進し、エネルギーの効率的な使用や無理のない節電、さらに災害に強いスマートコミュニティの構築を進めるため、対象システムを導入するデベロッパー・管理組合に対し補助金を交付。</p> <p>◆補助対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MEMS 共用部① ・太陽光 専有部②、共用部③ ・エネファーム 専有部④、共用部⑤ ・蓄電池 専有部⑥、共有部⑦ <p>※太陽光単独設置での補助は行わず、蓄電池等と同時に設置される場合に補助を行う。</p> | <p>①工事費・設備費の1/3(上限1,000万円) ②25,000円/戸(上限25万円) ③6,000円/kW(上限24万円) ④8万円/kW ⑤10万円/kW(上限90万円) ⑥2万円/kWh(上限100万円) ⑦2万円/kWh(上限400万円)</p> | R2.4.27～ R3.1.29 ※※受付合計額が予算の上限に達した時点で終了 | | 産業部 エネルギー政策課 053-457-2502 |
| 静岡県 | 沼津市 | 太陽光発電設備に係る課税標準の特例について | 減税 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する太陽光発電設備(固定価格買取制度の対象外の発電設備で、再生可能エネルギー事業支援事業費補助金を受けているもの)。 | <p>・1,000kW未滿は課税標準額を3分の2に軽減する(3年間)。 ・1,000kW以上は、課税標準額を4分の3に軽減する(3年間)。</p> | R2.4.1～ R4.3.31 | | 資産税課 055-934-4739 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|------|-----------------------|---------|---|---|---|---|--------------------------------|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 静岡県 | 藤枝市 | 太陽光発電設備に係る課税標準の特例について | 減税 | 市内に設置された太陽光発電設備で事業の用に供するものに対して固定資産税(償却資産分)を軽減する特例措置を講ずる。 | ・国補助金の交付を受けて設置された1000kW未満の太陽光発電設備の課税標準額を3分の2に軽減する(3年間) ・国補助金の交付を受けて設置された1000kW以上の太陽光発電設備の課税標準額を4分の3に軽減する(3年間) | R2.4.1～ R4.3.31 | | 課税課 054-643-3279 |
| 静岡県 | 裾野市 | 裾野市新エネルギー機器設置事業補助金 | 補助金 | 市内に居住し(又は予定)、自らが居住する住宅に設置するもの。市内に事業所を有し(又は予定)、市内に存する自己の事業の用に供する建物に設置するもの。市内の区集会所その他のコミュニティ施設に設置するもの。市税の滞納がなく、対象機器について過去に市の補助金の交付を受けていないこと。 生み出された熱が当該建物の用に供する部分で給湯等に使用されること。 | 3万円 | R2.4.1～ R3.3.31 (予算がなく なり次第終了) | | 生活環境課 055-995-1816 |
| 滋賀県 | 甲賀市 | 公共的施設等再生可能エネルギー導入事業 | 補助金 | 区・自治会 | 対象事業:区・自治会が所有(管理)する公民館等への再生可能エネルギー発電設備導入に対し補助を行う。 また、同時に省エネ器具を導入する場合にその設備に対し補助を行う。 補助額: (発電設備)対象経費の1/2または20万円/kWのいずれか低い額(上限2,000千円) (省エネ器具)対象経費の1/2(上限250千円) 予算額:2,250千円(要望があったため、1件分計上) | — | 令和2年度は予算未計上 (前年度実施の要望調査に基づき予算計上を行う。) 令和2年7～8月頃に令和3年度分の要望調査を実施予定 | 生活環境課 (0748-69-2144) |
| 大阪府 | 岸和田市 | 地球温暖化対策設備導入補助金 | 補助 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するものうち市長が認めるもの(以下「町会等」という。)の集会施設に対象機器を設置しようとする場合における当該町会等 | 太陽光+蓄電池:5万円 燃料電池:5万円 太陽光+HEMS:5万円 | R2.6.1～ R3.2.1 (消印有効) | https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/29/ontai-zyosei.html | 市民環境部 環境保全課 072-423-9463 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-------|-------------------------|---------|---|---|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 大阪府 | 寝屋川市 | 地区集会所太陽光発電システム設置補助金制度 | 補助 | 次のすべてにあてはまる市内の自治会 ・地区集会所に太陽光発電システムを設置する ・市内業者に施工を依頼する ・電力会社と電力受給契約を締結する ・システムの設置後1年間、発電量などの稼働状況を報告する ・年度内に事業が完了する ・この補助金を受けたことがない | 対象経費の9割 ※出力1キロワットあたり45万円+消費税が上限(合計450万円まで) | R2.4.1～ | https://www.city.neyawa.osaka.jp/organization_list/kankyo/kankou_soumu/hojo/solar/index.html | 環境部環境総務課 072-821-4055 |
| 大阪府 | 河内長野市 | 集会施設への太陽光発電システム設置補助 | 補助 | 現に使用し、又は使用する予定の集会所その他地域住民のコミュニティ活動のための集会施設に太陽光を利用した発電システムを設置する市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体で市長が認めるもの | 5万円/kW(上限20万円) | R2.4.1～ R3.3.31 (報告期限) | https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/14/5376.html | 環境経済部 環境政策課 0721-53-1111 |
| 広島県 | 県 | 省エネ設備導入促進補助金(太陽光発電システム) | 補助金 | 県内の幼稚園若しくは保育所又は幼保連携型認定こども園を設立する市町、学校法人、社会福祉法人等 省エネ型エアコン(新增設)と併せて創エネ機器とエネルギー管理システム(新增設、中古品は対象外)を設置する事業への補助 | 補助率1/2以内、上限500万円 | 申請期間は令和2年12月28日まで (予算額に達した時点で終了) | https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/385219.pdf | 環境政策課 082-513-2952 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 自治公民館太陽光発電システム設置支援事業 | 補助金 | ・市内の自治公民館新規設置 ・自治会所有公民館 ・築20年以内 ・県内事業者との契約または県内事業者による設置工事 | 補助対象経費の2分の1(上限150万円、1万円未満切捨て) | H23.10～ | https://www.city.saga.lg.jp/main/3128.html | 環境政策課 0952-40-7201 |